

業務指示書

コートジボワール国大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ強化プロジェクト フェーズ2

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年9月14日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 小峰 雪代 Komine.Yukiyo@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年9月20日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1. 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない、ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- () 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：平和構築分野に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、35ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／平和構築）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：紛争影響国における各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：コートジボワール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語またはフランス語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 コミュニティ開発】

- 1) 類似業務の経験：コミュニティ開発における各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：コートジボワール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地方行政】

- 1) 類似業務の経験：地方行政における各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：コートジボワール 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年9月29日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XOF1 = 0.18234 円, US\$1 = 108.976 円, EUR1 = 130.786 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 10月 5日(木) ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／平和構築
コミュニティ開発
地方行政

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

37.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年10月17日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

コートジボワール国大ビジョン圏社会的統合促進のためのコミュニティ強化プロジェクト フェーズ2

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／平和構築	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： コミュニティ開発	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 地方行政	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

コートジボワールのアビジャン圏では、2010年の大統領選挙後、アボボコミュニティ及びヨブゴンコミュニティにおいて現体制支持派と旧体制支持派間の対立が騒乱に発展し、インフラの破壊や政治的分裂・住民間の関係悪化が大きな問題となった。

かかる状況からコートジボワール政府は社会インフラの整備を通じた社会統合を促進するための支援を我が国に対して要請し、技術協力プロジェクト「大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ緊急支援プロジェクト（以下、COSAY フェーズ1）」（2013年7月～2016年6月）が実施された。COSAY フェーズ1では、内務・治安省地方分権化・地方開発総局、アボボ市役所・ヨブゴン市役所と共に、アボボコミュニティ・ヨブゴンコミュニティを対象に、インフラ整備事業を通じた住民間の関係修復及び社会統合を促進するための手法を提案・試行し、その成果をCOSAY メソッド¹としてハンドブック²に取りまとめた。終了時評価では、インフラ整備事業の実施にあたり、民族や宗教の違いを超えた住民のプラットフォームを作り、交流や協働を重ねることにより、住民間の意識の変化や関係強化に寄与したことを確認した。

しかし、COSAY フェーズ1の対象地域は限定的であることから、コートジボワール政府は、より広範囲に社会統合を促進するために、COSAY メソッドを引き継ぐ技術協力「大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ強化プロジェクトフェーズ2（以下、本プロジェクト）」を要請した。

2010年の騒乱から約5年が経過した2015年の大統領選挙は大きな騒乱をもたらすことなく終わったが、旧体制支持派層の選挙区における低い投票率、両市の若者層の失業問題・貧困地域の治安問題など、未だ社会統合にかかる懸念事項が存在する。

JICA はアボボコミュニティ及びヨブゴンコミュニティの社会統合の現状及び課題の把握を目的に「大アビジャン圏社会統合促進のためのコミュニティ強化プロジェクトフェーズ2にかかる基礎情報収集確認調査」（以下、基礎調査）を実施した（2017年1月11日～27日）。基礎調査の結果として、アボボコミュニティ及びヨブゴンコミュニティでは、①住民間における緊張感や不信感、②行政の不公平な公共サービスの提供が人々を分断する社会統合の阻害要因となっていることが明らかになった。基礎調査の結果を基に「大アビジャン圏社会統合促進のためのコミュニティ強化プロジェクトフェーズ2にかかる詳細計画策定調査」（以下、詳細計画策定調査）を行い（同年3月2日～9日）、プロジェクトの枠組みに関し協議を行った。その結果、本プロジェクトでは、公平性や包摂性に配慮したCOSAY メソッドをコミュニティが提供する公共サービスの計画・実施段階に定着させることを通じ、アボボコミ

¹COSAY メソッドとは、公共インフラ整備事業実施を、①プロジェクト選定、②住民組織の形成、③プロジェクトの計画、デザイン作成、④実施準備、⑤実施及びモニタリング、⑥実施後の維持管理の一連のサイクルを経て行う方法のこと。

²ハンドブック（Handbook for Promoting Social Cohesion through Basic Infrastructure Development (Lessons from COSAY project)）は配布資料を参照。

ューン及びヨブゴンコミュニティでの社会統合の促進を図ることについて先方と合意したものである。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

(和) 大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ強化プロジェクト フェーズ 2

(英) The Project for Community Reinforcement Towards Social Cohesion in Grand Abidjan Phase II

(仏) Projet de Renforcement des Communes Pour la Promotion de la Cohésion Sociale dans le Grand Abidjan Phase II

(2) 上位目標

対象地域における社会統合及び調和が促進される

(3) プロジェクト目標

対象地域において社会統合に配慮した公共サービス提供の手法が定着する

(4) 期待される成果及び活動

成果 1	対象地域における社会統合に係る基礎情報が整備される
活動 1-1	社会調査及び社会インフラに係るデータベースの枠組みが構築される
活動 1-2	対象地域及び大アビジャン圏の他コミュニティにおいて社会調査が実施される
活動 1-3	社会インフラのデータベースに必要となる情報の収集及び分析をする
活動 1-4	プロジェクト対象地域においてベースライン調査（以下、B/L 調査）が実施される
活動 1-5	社会統合の達成を測る指標が構築される
活動 1-6	社会統合に係る定期モニタリングが実施される
活動 1-7	プロジェクト対象地域においてエンドライン調査（以下、E/L 調査）が実施される

成果 1 では、対象地域において、行政（コミュニティ、市役所）による社会統合に係る状況把握を目的とした社会調査の実施支援、ならびに社会インフラの賦存状況や監理状況にかかるデータ整備支援を通じ、行政が的確に開発ニーズを把握し、また、社会統合を念頭に置いて対応していくにあたり必要となる基礎情報の整備能力を強化する。

成果 2	対象地域における社会統合促進のための手法が確立される
活動 2-1	COSAY フェーズ 1 のレビューを行い、3 カ年計画のもとで COSAY メソッドが

	運用されることを目指した市役所のアクションプラン（業務改善計画案）を策定する
活動 2-2	社会調査の結果及び社会インフラにかかるデータベースを基に、パイロット事業を計画する
活動 2-3	公平性や、社会統合への効果を念頭においた選定クライテリアを規定し、これを用いてパイロット事業の優先順位づけを行う
活動 2-4	住民代表とのコンサルテーションを通じて、パイロット事業（対象地及び活動）を特定する
活動 2-5	パイロット事業対象地においてコミュニティプロファイリングを行う
活動 2-6	より広い住民の代表性を確保した住民組織（CCGPP）を構築する
活動 2-7	CCGPP を対象に必要な研修を実施する
活動 2-8	パイロット事業の実施及び CCGPP との合同モニタリングを実施する
活動 2-9	パイロット事業のグッドプラクティスや教訓の取り纏めを行う
活動 2-10	フェーズ 1 で作成した COSAY ハンドブックを改訂する
活動 2-11 ³	COSAY メソッドを大アビジャン圏の他コミュニティの技術者（行政官）と共有する

成果 2 では、成果 1 を活用しつつ、対象市役所において COSAY メソッドを用いたパイロット事業の選定・計画・実施手法の確立に向けた支援を行う。

本プロジェクトでは、①市役所予算によるパイロット事業（以下、パイロット事業 1）、②JICA 予算によるパイロット事業（以下、パイロット事業 2）の 2 通りのパイロット事業を実施する。パイロット事業 1 及び 2 それぞれの狙いと考え方は、5. (3) を参照。

(5) 対象地域

アボボコミュニティ（アボボ市役所の行政範囲）及びヨプゴンコミュニティ（ヨプゴン市役所の行政範囲）

(6) 先方実施機関

内務・治安省分権化・地方開発総局、アボボ市役所、ヨプゴン市役所

(7) 実施体制

本プロジェクトの実施体制は下記のとおり。

- ・ プロジェクトダイレクター：内務・治安省分権化・地方開発総局長
- ・ プロジェクトコーディネーター：内務・治安省地方開発局長
- ・ カウンターパート：①アボボ市役所技術局長、社会文化事業・人間促進局長、コミュニケーション局長、②ヨプゴン市役所技術局長、人間開発局長、コミュニケーション局長

³ 活動 2-11 については活動が増えた場合、成果 3 とする可能性があることを先方政府と確認した。

3. 業務の目的

本プロジェクトは、公平性や包摂性に配慮した COSAY メソッドを市役所における公共サービスの計画・実施段階に定着させることを通じ、アボボコミュン及びヨプゴンコミュンにおける社会統合の促進を図ることを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、合意議事録 (Record of Discussions : 以下、「R/D」) に基づいて実施されるプロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本プロジェクトで目指す社会統合の方針

コートジボワール政府は、社会統合に関して「国家開発計画 2016-2020 (PND)」、第1戦略的方向性「国家機構及びガバナンスにかかる質の向上」の中で、「国民間の信頼醸成及び平和における社会統合の強化の必要性」を明記しており、同計画の最重要課題と位置付けられている。また、「社会統合に係る国家政策 2016-2020 (PNSCS)」の中では目指す社会統合の姿として「国民が日常生活のあらゆる分野（住宅、保健、文化、教育、研修、雇用、司法等）において、平等の機会と権利が確保された調和、統合のとれた社会の中で生活する」こととしている。

一方、「1. プロジェクトの背景」で記載のとおり、基礎調査の結果、アボボコミュン及びヨプゴンコミュンでは、①住民間における不信感や緊張関係、②行政の「不公平な公共サービスの提供」が人々を分断し、社会統合の阻害要因となっていることが確認されている。

上述の PNSCS 及び対象地域の現状を踏まえ、本プロジェクトは、COSAY フェーズ1で形成された公平性や包摂性に配慮した COSAY メソッドを、市役所が担う公共サービス提供のアプローチとして定着させることを通じ、社会統合を促進していく。より具体的には、地域開発という共通目標のもとに、行政と住民との合意形成、また、異なるグループに所属する住民間の対話・協働が恒常的に行われることを通じ、紛争影響で生じた住民関係の断絶や他グループへの不信、これに伴う社会的緊張を緩和し、相互理解や信頼関係を再構築していくことを目指す。

これによれば、本プロジェクトは PNSCS の成果 2.3「基本的な社会サービスへの公正・公平なアクセス促進」、成果 3.3「人々間の社会的調和の確保」、に貢献するものと位置付けることができる。

(2) COSAY メソッドの強化・改善の方針

本プロジェクトでは、上記 2: (4) に示すとおり、パイロット事業 1、パイロット事業

2の実施にあたって COSAY メソッドを適用し、公共サービス提供の計画・実施・運営監理の手法として定着させることを目指しているが、COSAY フェーズ1を通じて開発された COSAY メソッド自体の強化・改善も想定している。これまでの先方政府との協議を通じて想定している COSAY メソッドの強化・改善点は1) から4) のとおりである。

1) 社会調査による状況把握の強化 (活動1-2)

本プロジェクトでは対象コミュニティにおいて、プロジェクト開始後6ヶ月以内に社会調査を行うことを想定する。この社会調査により、最下位行政区であるコミュニティ内の社会統合の状況を把握し、パイロットプロジェクト実施地区の選定等に活用する。

2) 住民のニーズや、エビデンスに基づく計画策定プロセスの強化 (活動1-3)

プロジェクト開始後6ヶ月以内に、市役所が担当しているセクター毎の社会インフラにかかるデータベースの策定を行い、ニーズとエビデンスに基づく(パイロット事業を含む)開発計画の策定を想定している。保健及び教育セクターのデータ整備が想定されるが、詳細は本プロジェクト開始後に先方政府と協議し決定する。パイロット事業1については、データベースを3か年計画策定プロセスで活用する予定。同計画策定は1月~7月であり5月には議会への提出を求められており、計画策定のタイミングに留意する。

3) より幅広い住民からの代表性を確保した住民組織(CCGPP)⁴の形成支援 (活動2-6)

COSAY フェーズ1では、民族・宗教等の異なる地元住民による住民組織(CCGPP)を設置し、パイロット事業の監理、調整、モニタリング、維持管理を行うことで、民族・宗教等に関わりなく人々が協働する住民組織の形成が社会統合を促進する上で適切なアプローチであることが確認された。本プロジェクトにおいてもこのアプローチを踏襲し、パイロット事業の監理、調整、モニタリング、将来の維持管理のために CCGPP の形成支援を想定しているが、以下の点に留意すること。

- ① コミュニティにおけるプロファイルを作成し(活動2-5)、住民組織形成を支援すること。
- ② CCGPP はプロジェクトのパイロット事業管理のための組織であり、いわば期成同盟である。パイロット事業完了後の CCGPP の位置付けも含めた検討⁵を進めること。

4) 広報活動・情報公開の方針の強化

COSAY フェーズ1では、パイロット事業地が存在するカルティエにおいても、事業地から少し離れると COSAY プロジェクトにかかる住民の認知度が低かったとの指摘があった。行政の透明性・説明責任担保のため、必要な広報活動と情報公開の方法やタイミングについて、市役所と予め協議し、事業計画に含めること。

⁴ Comité Conjoint de Gestion de Projet Pilote を指す。

⁵ 詳細計画策定調査において、アボボ市役所よりパイロット事業完了後の CCGPP の後継組織として、CCGPP により幅広いメンバーを加えるなどしカルティエの地区管理委員会 CGQ (Comité de Gestion du Quartier) へと組織改編させたい意向が示されている。

(3) パイロット事業1及び2を実施する狙い、考え方

パイロット事業は、その実施を通じて、成果2及びプロジェクト目標の達成に貢献すると期待される。各パイロット事業の実施手順は別紙1のとおり。パイロット事業1は、市役所予算で実施される公共事業においてCOSAYメソッドの導入を支援することにより、COSAYメソッドの改善と定着を主たる目的とする。パイロット事業2は、市役所予算では実施しにくい、社会統合に効果があると目される事業をJICA予算で支援し、より丁寧にステークホルダー間の協働を促すことによって、各コミュニケーションの抱える社会統合の課題解決にむけたヒントを得ることを主たる目的とする。

1) パイロット事業の対象候補

パイロット事業の対象候補としては、社会統合の促進に寄与することを人々が認知しやすいという観点から、多くの人に利用される、既存の公共的な施設（保健施設、教育施設、コミュニティセンター/ユースセンター）の改修を想定するが、詳細は実施時に対象地域のニーズ、選定基準に照らして決定する。なお、保健施設の計画については、保健・公衆衛生省が定める施設整備計画や施設基準に則る。

2) パイロット事業のサイト選定基準

各パイロット事業とも、社会インフラに関する客観的なデータに基づくインフラ整備のニーズと、社会統合の促進に寄与する可能性の高さを考慮して選定するものだが、各パイロット事業選定の際に特に重視するポイントは以下のとおり。詳細については本プロジェクト開始後に先方と協議して確定する。

(ア) パイロット事業1

市役所予算によって実施するもの。市役所事業において、COSAYメソッドの適用が円滑に行われるかどうかを見定めるためのパイロットであることから、市役所の行う優先順位付けを尊重して事業を選定する。優先順位付けのプロセスにおいては、エビデンスに基づくこと、また社会統合の促進への寄与への配慮が行われるよう支援するが、優先リストの決定はあくまで市役所が主導し、COSAYメソッド適用にあたっての課題があれば抽出する。

本プロジェクト開始後、初めに行われる2018-2019年度の計画策定支援のタイミングに留意（上記5.(2)のとおり、5月に議会への提出を求められている）し、各市役所の3か年計画において、パイロット事業1として何件を選定するか、各市役所と協議すること⁶。

(イ) パイロット事業2

JICA事業費によって実施するもの。社会統合における課題が特に見られる地域（指標候補：元の住所に帰還していない避難民が一定数存在する、騒乱前に行っていたコミュニテ

⁶ なお詳細計画策定調査での協議において、ヨブゴン市役所からは、年間約3案件のインフラ事業をパイロット事業1として考え得るとの提案があった。

ィ活動が再開できない、住民関係に関する認識)の中から、以下を考慮して優先付けを行い、サイトを選定する。選定プロセスにおいては市役所側の意向も十分反映しつつ、パイロット事業1での優先順位付けにおいては、必ずしも優先度が高くなりにくいもの、小規模なものなどを選定し、ステークホルダー間の協働体制構築をより丁寧に支援する。

- ① コミュニティリーダーの態度・意思（社会統合に対する理解）
- ② 住民組織の有無及び活動状況
- ③ 治安状況
- ④ コミュニティのニーズ

(4) 大アビジャン圏の他コミューンへの支援要請について

COSAY フェーズ1の裨益対象地域は極めて限定的であったため、本プロジェクトでも引き続き社会統合促進のニーズが高いアボボコミューン及びヨブゴンコミューンを対象としている。一方、他コミューンへの支援拡大について先方の強い要望があるところ、(最大で)他の2コミューンにおける社会調査の実施、内務省主導による技術者レベルでのCOSAYメソッドの共有機会の設定等を検討する。具体的な対象コミューンについては、プロジェクト開始後に、内務省と協議する。

(5) COSAYメソッドの定着に関する留意事項

COSAYメソッドを用いた公共サービス提供のプロセスにおいては、公共サービス本体の事業費以外に、社会調査や住民説明会に関する追加的予算(調査要員の備上経費、交通費や会議費など)が必要となる。現在、アボボ・ヨブゴンの各市役所の3か年計画の中にはCOSAY用の予算項目が設けられており、本プロジェクトの協力期間中は同経費より支出が可能である。他方、本プロジェクト終了後は「COSAY用」とした予算項目が無くなり、その場合、市役所予算において交通費や会議費の計上・支出ができなくなる。活動の持続性を保つためには、公共サービスの計画・実施プロセスにおける支出を確保できるよう、内務省・市役所間で、職員の交通費や会議費等の予算項目の恒常化を図る必要があるため、プロジェクトにおいてこれを支援すること。

(6) 若年層への配慮

若年層の失業問題は社会の不安定要因となっている。また若年層は、特に社会統合の進んでいないグループとなっている。本プロジェクトは雇用促進を主目的としないものの、上記課題を踏まえ、若年層の社会参加や、雇用へのアクセス促進に配慮すること。

(7) ジェンダー平等推進への配慮

パイロット事業対象地域において、民族構成や既存の住民組織の活動状況を把握するとともに、CCGPPへの女性の参加に加え、社会調査、B/L調査、E/L調査(6.(8)参照)のインタビュー対象として確保されるよう留意する。

(8) パイロット事業2の契約について

パイロット事業2で行われる事業の測量・設計・積算及び施工・監理等は、現地再委託での実施を想定している。ただし、事業のどの程度を現地再委託で実施するかに関しては、本プロジェクト開始後に案件主管部及びコートジボワール事務所と協議し決定すること。一件あたりの費用は400万円、合計8件とする。

(9) パイロット事業2の工事遅延・中断リスクの最小化にかかる工夫について

コートジボワールでは、業者の資金繰り・技術レベルに起因する工事の遅延や、契約解除がしばしば見られるが、工事遅延・中断のリスクを極力小さくすることが求められる。このための方策として、事前資格審査方式や2段階評価方式などを検討し、コートジボワール側（カウンターパート、公共調達局）の承認を得る。

(10) 「ODA 建設工事管理ガイダンス」について

JICA は、ODA による公共施設等の建設事業における労働災害及び公衆災害の防止を図るため、安全管理における基本方針及び具体的な安全施工に関する技術指針等を取りまとめた「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」を2014年9月に策定している。本プロジェクトにおいても、同ガイダンスの趣旨を踏まえて工事を行い、先方政府の理解の獲得を図るとともに、設計等にあたって適切な運用に向けての配慮を行うこと。同ガイダンスのデータ（和文・英文・仏文）については、以下より入手すること。

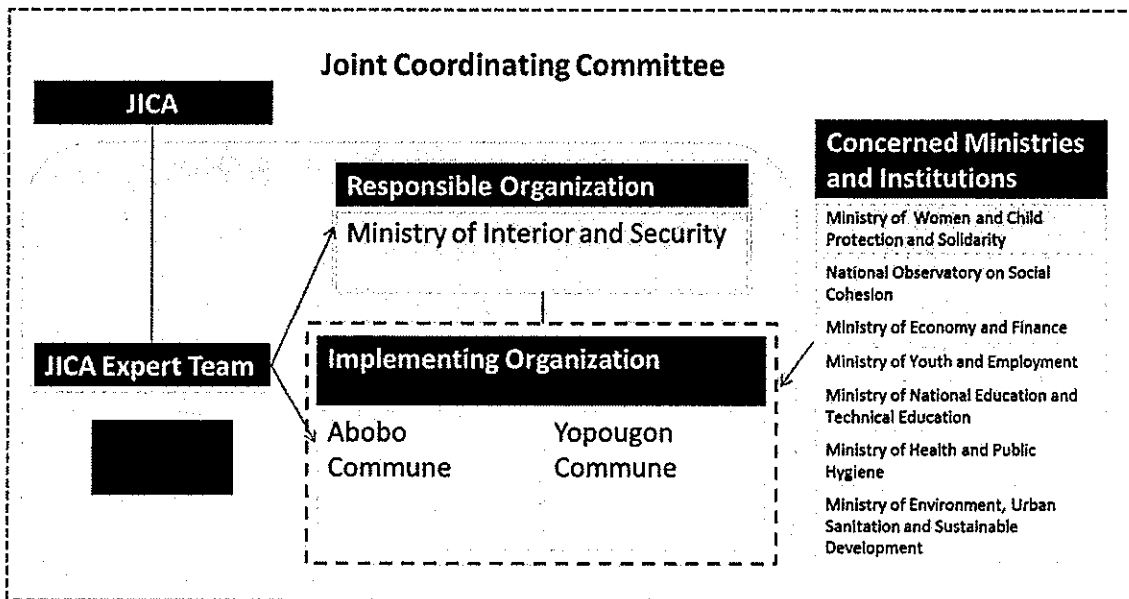
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html

(11) パイロット事業の実施時期

コートジボワールでは、大雨期（5月～7月）、小雨期（8月～10月）があり、特に大雨期は作業内容が限定される。パイロット事業の実施計画策定を行うにあたり、十分に考慮すること。

(12) 合同調整委員会（Joint Coordination Committee, JCC）の開催

プロジェクトの進捗にかかる情報共有及び必要な合意形成のために少なくとも年1回、JCCを開催する。JCCのメンバーは、R/Dにて合意した以下のとおりであるが、必要に応じてJCCメンバーの合意のもと変更・追加する。



(13) プロジェクトの終了時評価への支援

JICA はモニタリングシートとは別に終了時評価調査を予定している。業務従事者は、同調査の実施にあたり、可能な範囲で現地調査に必要な支援を行うものとする。同調査実施時期は、概ねパイロット事業終了前を目途とするが、プロジェクトの進捗状況等を踏まえて決定される。

6. 業務の内容

業務の内容及び想定するプロジェクトのスケジュール(別添2)は以下のとおりであるが、業務従事者はより効果的・効率的に本業務の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案すること。なお、パイロット事業1は市役所が主導で行うため、それぞれの活動(コミュニティプロファイルの作成、CGPPPの形成や、パイロット事業の特定など)については、パイロット事業1及び2で実施するタイミングが異なる可能性が高く、留意が必要である(別添2を参照のこと)。

(1) 国内事前準備作業とワーク・プラン(原案)の作成

基礎調査、詳細計画策定結果(2017年3月)において収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理・分析・検討し、プロジェクトの全体像を把握するとともに、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン(原案)に取りまとめる。

(2) ワーク・プランの協議と合意

内務省、アボボ市役所及びヨブゴン市役所を初めとする関係機関と協議し、PDMを基にしたプロジェクト期間全体の活動を、先方と共同で再構築し、双方の必要なアクションを整理し、ワーク・プランとしてJCCにおいて合意する。

(3) COSAY フェーズ1のレビュー及び必要に応じたフォローアップ事業

プロジェクト開始後2か月以内にCOSAY フェーズ1のパイロット事業地におけるレビューを行い(特に道路等のインフラの状況確認)、先方政府と協議のもと、必要に応じてフォローアップを検討する。

(4) 事業選定クライテリアに必要となる社会調査の実施及び社会インフラのデータベースの整備

本プロジェクト開始6ヶ月以内に、上記のパイロット事業1及び2の選定前に、①アボボコミュニティ及びヨプゴンコミュニティにて社会統合に関する傾向把握を目的とした社会調査、②社会インフラに係るデータベースの策定を実施する。想定する調査概要等は下記のとおりであるが、適切な調査内容・方法等は本プロポーザルにて提案すること。

1) 社会調査の実施(活動1-2)

基礎調査で調査対象とした場所以外の、アボボコミュニティ及びヨプゴンコミュニティの各カルティエにおける社会統合に関する事項の傾向を把握するための調査を行う。対象コミュニティは人口が非常に多く(各100万人)、基礎調査の対象としなかった地域においては、社会統合に係る現状が十分把握できていないため、コミュニティよりも下位の地域区分であるカルティエ、さらにその下位区分であるサブカルティエ毎に、社会統合の状況を把握する。調査結果は、パイロット事業のサイト選定に際して活用する。なお、コートジボワール事務所が「大アビジャン圏における社会統合の現状・課題・潜在的リスクに関する情報収集・確認調査」を実施予定である。

【社会調査の概要】

1. 主な調査内容

(1) 基礎調査の対象地⁷以外の全カルティエ⁸において、基礎調査で取りまとめた既存資料を参考にカルティエ別の以下項目にかかる基本データを整理する

- ・ 民族構成、宗教、避難民の数等（情報源：統計局（INS）の2014年の各カルティエの統計データ）
- ・ カルティエの地図（情報源：Projet de Renaissance des Infrastructures de Côte d'Ivoire）
- ・ 治安及びマイクロプ⁹に関するデータ（情報源：警察）

(2) カルティエのアセスメント

*以下4項目をチェックリストで評価

	項目	指標（案）
1	リーダー（住民代表）や、年長者等の社会統合に対する態度・姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ インタビューの雰囲気：【社会統合への取り組みが難しいと思われる例】グループインタビューの参加者が話しにくそうにしている、誰かが話した際にリーダーや年長者が睨む/鼻で笑う、具体例や個人の意見よりも概念的・表面的な話に終始する、【社会統合への取り組みが、比較的行いやすいと思われる例】オープンに意見交換が行われている
2	住民組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定程度活発に活動している組織の有無 ・ 民族を跨いだ組織の有無
3	社会統合の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未帰還の避難民の有無 ・ コミュニティ活動の活発度（騒乱前/現在と比較）：民族を跨いだコミュニティ活動や冠婚葬の有無、コミュニティ活動自体の多寡 ・ 住民グループ間関係に対する認識：話せない/一緒の場にいられない、信用できない、等の訴えの有無
4	治安	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察の持つ一般犯罪に関する情報・データ

⁷ 基礎調査：アボボコミューン（全29カルティエ）及びヨブゴンコミューン（全25カルティエ）からそれぞれ9サイトを対象。詳細は基礎調査を参照のこと。

⁸ アボボコミューンは以下の18カルティエ：ABOBO-NORD SETU, ABOBO-TE, AGNISSANKOI AVOCATIER, ANONKOI-KOUTE, DJIBI, AVOCATIER N° GUESSANKOI, ABOBO-DOKUI, ANONKOI III, ABOBO-SUD 2eme TRANCHE, CLOUETCHA KENEDY, ANADOR, ABOBO-CENTRE, N° PONON, PLAQUE 1 & 2, HOUPHOUET BOIGNY, SANS MANQUER, ABOBO-NORD, BIABOU

ヨブゴンコミューンは以下の16カルティエ：ANGIEN QUARTIER SICOGI, ANDOKOI, AZITO, BANCO2, BEAGO, CAMP MILITAIRE, ILE BOULAY, KM17, KOUTE VILLAGE, MAIRIE, NIANGON LOKOA, NIANGON SUD, NOUVEAU QUARTIER SOPIM BANCO, PORT-BOUJET2, SIEDECI-SICOGI LOCATION-VENTEL, SOGEFIHA KOUTE MUNICIPALITE, TOIT ROUGE

⁹ 人を襲い強奪等を繰り返す若者グループ

(3) その他関連情報の収集・分析

- ・カルティエの成り立ち（例：〇〇地区からの集団移住、××年頃人口流入が急増、等）
- ・社会統合を阻害している要因
- ・住民間で調和がとれている、社会統合が比較的進んでいる要因
- ・騒乱時に大きな影響を受けたカルティエと影響を受けなかったカルティエの比較

2. 調査範囲

基礎調査の対象地以外の全カルティエ

3. 調査手法

住民代表へのグループインタビュー等（なお、ジェンダーバランス、若年層に配慮し、インタビューの対象が偏らないように工夫すること）

4. 実施方法

- ・インタビューの事前準備や分析は市役所及び邦人専門家が合同で実施
- ・インタビューは中立的な人物として邦人専門家が実施することを想定

2) 社会インフラに係るデータベースの策定

各コミュニティの社会インフラの賦存状況や管理状況を把握し、開発ニーズの特定を行うことを目的として、データの整備を行う。なお、本プロジェクト期間内に全セクターのデータベースを整備することは難しいため、保健及び教育セクターを優先的に整備することを想定している。

【データベースの概要】

1. 主な調査内容

保健施設・学校：施設利用状況、施設の状況、利用者範囲等を想定

2. 調査範囲

- ・関連省庁¹⁰、国家技術研究開発局（BNETD）、地形図リモートセンシングセンター（CCT）の情報（なお、保健及び教育セクターは関連省庁が既にデータを整備している可能性があるため関連省庁との連携を検討すること）
- ・両市役所の既存のデータベース（内容を確認し、両市の計画プロセスを確認した上で、計画策定プロセスの改善の必要性の有無について協議し、方針を協議すること）

3. 調査手法

既存のデータ収集及び施設視察

4. 実施方法

- ・市役所が主体となり実施
- ・市役所職員が各サイトでの調査にて情報収集を行う

¹⁰ 国家技術研究開発局（BNETD）、地形図リモートセンシングセンター（CCT）等。JICAは「都市インフラ整備のためのデジタル地形図作成プロジェクト」を実施しており、同報告書で収集した情報も参考とすること。<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12247417.pdf>

(5) パイロット事業の選定に伴う業務

1. パイロット事業1及び2の選定基準(5.(3)2)に記載)を基にパイロット事業の選定に伴う下記の業務を行う。

1) 市役所とともに、社会調査結果、及び社会インフラのデータベースを参照してパイロット事業候補案件リストを作成する。パイロット事業2においては、パイロット事業の展開方法(各コミュニティにおけるパイロット事業数、選定方法を含む)について先方と協議し、以下の項目を含むパイロット事業実施計画を策定する。

ア 目標の設定

イ 内容

ウ サイト選定の基準

エ 実施体制

オ 実施プロセス

カ 留意事項

キ 全パイロット事業実施計画・スケジュール

※パイロット事業実施機関中にパイロット事業実施方針についてレビューする期間を設けること

2) パイロット事業の対象候補に関しては、5.(3)1)に記載のとおりだが、他ドナーとも協議し、連携・すみわけに関しても配慮して選定を行う。

2. パイロット事業に対する住民の理解とオーナーシップの醸成を図るための支援

選定されたパイロット事業(1及び2)について、市役所が主体となって住民説明会を開催し、パイロット事業に対する住民の理解とオーナーシップの醸成を図るべく、以下の業務を行う。

1) 市役所が行う、パイロット事業選定結果の住民への説明、ならびに事業への協力要請にかかる助言・指導。

2) パイロット事業地として選定されなかったエリアに対する不採択理由の住民説明も、可能な限り行う事とし、その際の助言・指導も行う。

(6) パイロット事業にかかる発注業務

1. パイロット事業2の測量・設計・積算、及び施工・監理等

パイロット事業2の測量・設計・積算、及び施工・監理等業務を再委託により発注する。同事業は、最大8事業を実施するが、コミュニケーション間の配分数は未定である。配分は、JCCメンバーを含む関係者との協議を踏まえ決定する。なお、パイロット事業1の測量・設計・積算、及び施工・監理等は市役所の予算・業務により行われるため、プロジェクトによる支援は想定されない。

パイロット事業施工等においては、労働力として若年層が参加されるようにすること。

2. パイロット事業2の業者契約にかかる発注業務

6. (5) 1) で策定された実施計画に従い、市役所とともに、現地官報や新聞等への公告、業者選定、契約交渉、契約締結など、パイロット事業2の発注業務を行う。

(7) パイロット事業1及び2の対象コミュニティにおけるプロフィールの作成及びCCGPP形成支援

パイロット事業実施地域における、実施上留意事項の把握と、CCGPPのメンバー構成にかかる検討を目的として、コミュニティプロフィールを作成し、CCGPPを形成するため、市役所への助言・指導を行う。(活動2-5、2-6)

【コミュニティプロフィールの概要】

1. 主な内容

- (1) 既存の住民組織（社会調査の情報の再確認）
- (2) 民族構成（社会調査の情報の再確認）
- (3) 「地域」（カルティエ・サブカルティエ）に関する、行政・住民間の認識の相違（施設利用者の居住範囲等の確認）
- (4) コミュニティ内の対立軸及び不安定要因の把握（社会調査による収集情報をもとにした、簡易なプロジェクトレベルPNAの作成）

2. 調査範囲

パイロット事業実施対象地域

3. 調査手法

住民組織/民族代表、施設管理者等へのインタビュー

4. 実施方法

調査内容の(1)～(3)は市役所が実施することを想定、(4)は邦人専門家が実施することを想定

【CCGPP 形成支援】

コミュニティプロフィールから得た情報もとに、以下の形成手順を経て、CCGPP の形成を支援する。

1. CCGPP の設置の必要性・妥当性に係る内務・治安省、市役所との再確認・協議
2. より幅広い住民からの代表の確保

なお、5. (6) (7) の記載事項に留意し、青年グループ代表者、女性グループの代表者を必ず見出し、女性のいない CCGPP が組織されないようにすること

- (8) パイロット事業 1 及び 2 対象地域における B/L 調査及び E/L 調査（活動 1-4 及び 1-7）

社会統合へのインパクトの確認を目的として、パイロット事業対象地において B/L 調査及び E/L 調査を実施する。

【B/L 調査及び E/L 調査概要】

1. 主な調査内容

上位目標／プロジェクト目標の指標に関する以下●の示す具体的な数値

【上位目標の指標】

指標 1：対象コミュニティにおいて市役所が継続的に COSAY メソッドを活用する。

指標 2：パイロット事業地において、住民間及びコミュニティ間の協働活動・交流の数及び種類が増加する（●件）。

指標 3：対象コミュニティにおいて、住民の●%が「住民間の関係がよくなった」と感じる。

指標 4：対象コミュニティにおいて、住民の●%が「安心して生活できる」と感じる住民が増加する

指標 5：対象コミュニティにおいて、住民の●%が「市役所が実施する公共サービスに満足している」と感じる。

指標 6：対象コミュニティにおいて、住民の●%が「市役所が社会統合及び公平性を考慮した公共事業を実施している」と考える。

【プロジェクト目標の指標】

指標 1：対象コミュニティにおいて各市役所が COSAY メソッドを使って実施したプロジェクトの数（●件）。

指標 2：パイロット事業地において、住民間及びコミュニティ間の協働活動・交流の数及び種類が増加する（●件）。

指標 3：パイロット事業地において、住民の●%が「住民間の関係がよくなった」と感じる。

指標4：パイロット事業地において、住民の●%が「市役所が実施する公共サービスに満足している」と感じる。

指標5：パイロット事業地において、住民の●%が「市役所が社会統合及び公平性を考慮した公共事業を実施している」と考える。

2. 調査範囲

パイロット事業サイト

3. 調査手法

個別インタビュー

各サイトでサンプル数として400名程度を想定（事業の裨益予定者、CCGPPメンバーを想定。ジェンダーバランス、若年層に留意した選定を行い、可能な限り幅広く対象を選定すること）

4. 実施方法

再委託を想定

パイロット事業1、2ともにB/L調査に40万円×8サイト、E/L調査に40万円×8サイトを想定

(9) CCGPP向け現地研修の開催（パイロット事業2）

パイロット事業2のCCGPPメンバーを対象に研修を実施する。CCGPPは各CCGPPが公平性及び包摂性に配慮したパイロット事業を実施する上で必要となる能力について整理する。具体的には、「conflict resolution」、「project planning」「social cohesion and community development」等が考えられるが、研修の内容・講師等については、以下を踏まえ本プロポーザルにて提案すること。また、研修にかかる経費を本見積りに含めること。

対象者：CCGPPメンバー（CCGPPは各事業実施サイトに設立予定（最大8サイト、それぞれ10～20名程度を想定）

場所・期間・回数：各サイトで行い、合計3～5日程度。3～5日程度を分割して開催することも可。プロジェクト期間中1セット開催する

(10) パイロット事業1及び2の進捗監理にかかる業務

パイロット事業の適切な実施・監理にかかる市役所の能力強化を支援する。事業を通じた、社会統合の促進及び市役所と住民との信頼関係の構築に貢献するよう、以下の業務を行う。

1) パイロット事業1及び2におけるCCGPPとの合同モニタリング体制の定着促進支援

① 合同モニタリング実施計画の作成、CCGPPとの協議

- ② 工事における住民（特に若年層）雇用においては、適切な労働条件・労働環境が保たれているかどうかについてもモニタリング対象とする。
- ③ 合同モニタリングの実施と、確認された課題への対応方針の検討、対応にかかる協議（課題への対応にかかる市役所と CCGPP の役割分担の確認）
- ④ ③で合意された役割分担に基づく、市役所としての課題への対応、CCGPP へのフィードバック

2) パイロット事業 2 の工事進捗状況のモニタリング、ならびにパイロット事業 2 の工事実施中に発生した問題への対応にかかる技術指導

(11) パイロット事業 1 及び 2 を通じて得られた教訓を取りまとめ、共有するための支援業務

一連の COSAY メソッド適用上の教訓を取りまとめる（活動 2-9）。市役所職員がこれらの教訓を共有し、今後の事業に反映することが重要であることから、以下の業務を行う。

- 1) パイロット事業の教訓の取り纏め及び COSAY ハンドブックの改訂(活動 2-10)
- 2) 市役所内での説明資料の作成支援

(12) アビジャン首都圏内の他のコミュニティへの協力について

上記 5. (4) のとおり、他コミュニティへの支援については、以下の 1)、2) を検討する。

1) 社会調査の実施

社会統合に課題を抱えていると見られる、住民交流の断絶や分断のある地域が存在するコミュニティにおいて、社会調査を実施する。(最大 2 コミュニティ)

コミュニティの選定方法は、内務・治安省と協議する。なお内務・治安省からは次の選定クライテリアが提案されている：①騒乱の影響、②大統領選挙の結果、③コミュニティにおける外国籍人口の割合の大きさ。これを参考に検討するとクマシやポートブエが対象となる想定。

【追加社会調査の実施（活動 1-2）】

【社会調査概要】

1. 主な調査内容

- (1) INS の 2014 年の各カルティエのデータ、対象コミュニティにある既存のデータの整理
- (2) 社会統合の進捗：コミュニティ活動（騒乱以前に行っていた民族等を跨いだコミュニティ活動や冠婚葬）、住民間関係に関する認識（騒乱前/現在）
- (3) 社会統合の阻害要因
- (4) 住民間で調和がとれている/社会統合が比較的進んでいる場合の貢献要因

2. 調査範囲

対象：各コミュニティの全カルティエの 1/3 から 1/4 程度を想定

3. 調査手法

住民代表へのグループインタビュー

4. 実施方法

現地再委託にてローカルコンサルタントが行う調査を想定、出来るだけ内務・治安省がプロセスを主導するよう支援する。但し、1. (1) は専門家により行うことも可。1 コミュニティあたり 500 万円を想定。

2) 内務・治安省主導による他コミュニティの技術者レベルとの COSAY メソッド共有の支援共有の内容は、①開発計画のプロセス、②住民説明会等のテクニカルなものを想定する。メソッドの共有は実務者間で行うものであり、政策決定者（市長等）を対象としていないが、実施にあたっては政策決定者への適切な通知等に配慮すること。

(13) 広報活動

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について効果的な広報に努めること。イベント等の外、プロジェクト終了後も継続して活用できるツール（SNS 等含む）の検討を行う。広報活動や情報公開にかかる基本方針と手法はプロポーザルにて提案し、プロジェクト開始後に市役所と協議のうえ決定すること。

(14) モニタリングシートの作成

プロジェクトの実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた Monitoring Sheet（JICA 指定フォーム）を基に、事業進捗のモニタリングを約 6 か月毎に行う。

7. 成果品

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における

成果品はプロジェクト事業完了報告書とし、(2) の技術協力成果品を添付するものとする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	和文 5 部
ワーク・プラン	第 1 回 JCC でのワーク・プラン (原案) 承認後	英文 10 部、仏文 10 部 (それぞれ JICA3 部、先方政 府 7 部)
Monitoring Sheet Ver. 1	2018 年 4 月下旬 (契約締結後、約 6 か月)	英文 10 部、仏文 10 部 (それぞれ JICA3 部、先方政 府 7 部)
Monitoring Sheet Ver. 2	2018 年 10 月上旬 (契約締結後、約 12 か月)	英文 10 部、仏文 10 部 (それぞれ JICA3 部、先方政 府 7 部)
Monitoring Sheet Ver. 3	2019 年 4 月上旬 (契約締結後、約 18 か月)	英文 10 部、仏文 10 部 (それぞれ JICA3 部、先方政 府 7 部)
Monitoring Sheet Ver. 4	2019 年 10 月上旬 (契約締結後、約 24 か月)	英文 10 部、仏文 10 部 (それぞれ JICA3 部、先方政 府 7 部)
Monitoring Sheet Ver. 5	2020 年 4 月上旬 (契約締結後、約 30 か月)	英文 10 部、仏文 10 部 (それぞれ JICA3 部、先方政 府 7 部)
Monitoring Sheet Ver. 6	2020 年 10 月上旬 (契約締結後、約 36 か月)	英文 10 部、仏文 10 部 (それぞれ JICA3 部、先方政 府 7 部)
事業完了報告書	2021 年 5 月上旬 (契約終了時)	和文 5 部 英文 (要約含む) 20 部 (JICA5 部、先方政府 15 部) 仏文 (要約含む) 20 部 (JICA5 部、先方政府 15 部) CD-R 5 枚

事業完了報告書については製本し、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、プロジェクト事業進捗報告書/完了報告書に添付して提出することとする。

- 1) B/L 調査及び E/L 調査報告書
- 2) 社会調査報告書
- 3) 社会インフラにかかるデータベース
- 4) COSAY ハンドブック改訂版

(3) 業務従事月報

コンサルタントは国内・国外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) WBS (Work Breakdown Structure) *必要に応じ。
- 4) 業務フローチャート

(4) その他報告書等

1) 議事録等

カウンターパート機関等との調整会議、各報告書説明・協議については、実施後、議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等についても開催後5日のうちに議事録を作成し JICA に提出する。なお、JICA コートジボワール事務所におけるミーティングについても同様とする。

2) デジタル資料集

プロジェクトを通じて収集した資料、写真及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付の上、JICA に提出する。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務行程計画

2017年11月に業務を開始し、2021年5月のプロジェクト終了を予定している。但し、2020年11月頃に大統領選挙が予定されていることから、パイロット事業2の瑕疵担保期間（6か月間）を除くプロジェクトの活動は2020年7月までに終了させること。瑕疵担保期間終了前までにモニタリング等の業務が発生するため、特にプロジェクト最終年度においては適切な特殊傭人等の配置により案件管理を行い、3年8か月間の要因を配置することとする。なお、現地の情勢により、プロジェクト実施期間変更の可能性がある。

本業務の行程については、機構内で別添2の業務行程（案）を作成しているが、最終成果品の提出日より遅くならない限りにおいて、コンサルタントの業務計画に基づいた行程をプロポーザルにて提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

全体 約76M/M

(2) 業務従事者の構成案

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定する。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/平和構築（2号）
- 2) コミュニティ開発（3号）
- 3) 地方行政（3号）
- 4) 社会調査
- 5) 設計/施工監理（インフラ）
- 6) 道路施工/維持管理
- 7) 調達
- 8) 広報/研修/業務調整

3. 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤・平和構築部（eigge@jica.go.jp）にて配布します。

(1) 閲覧資料

- ・ 「コートジボワール共和国大アビヤン圏社会的統合促進のためのコミュニティ緊急支援プロジェクト」終了時評価報告書（和文）

- 1) B/L 調査及び E/L 調査報告書
- 2) 社会調査報告書
- 3) 社会インフラにかかるデータベース
- 4) COSAY ハンドブック改訂版

(3) 業務従事月報

コンサルタントは国内・国外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) WBS (Work Breakdown Structure) *必要に応じ。
- 4) 業務フローチャート

(4) その他報告書等

1) 議事録等

カウンターパート機関等との調整会議、各報告書説明・協議については、実施後、議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等についても開催後5日のうちに議事録を作成し JICA に提出する。なお、JICA コートジボワール事務所におけるミーティングについても同様とする。

2) デジタル資料集

プロジェクトを通じて収集した資料、写真及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付の上、JICA に提出する。

なお再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととするが、コートジボワールでは、予算・国有財産省の公共調達局が公共事業の契約を担当しているため、パイロット事業の詳細な手続きや方法については、カウンターパートに加え、先方政府関係部局との間で合意を得て進めること。委託業者の業務遂行に関しては、適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法を契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している業者の候補名並びに再委託業務の監督・成果品検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

5. その他の留意事項

(1) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

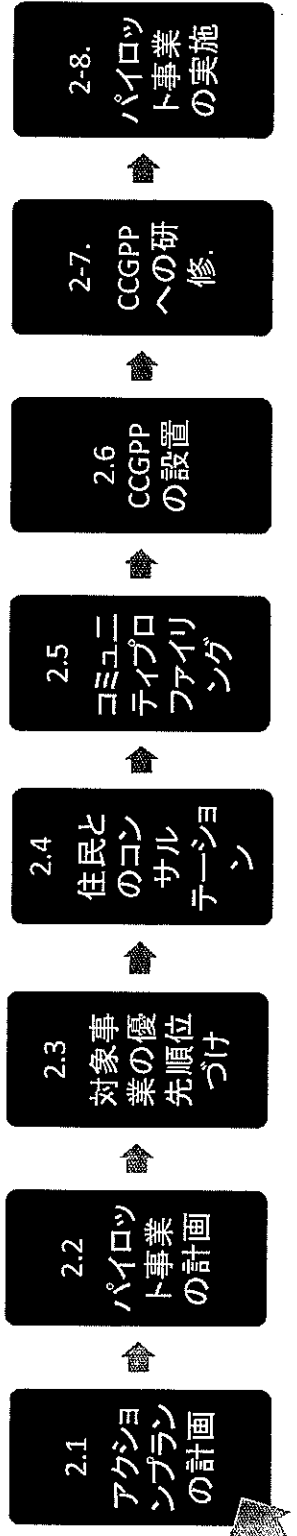
以上

成果 2

別添 1

COSAYマニツドの適応

1. Pilot Project 1 under 3 years development plan (Commune Budget)



2. Pilot Project 2 for quarters with challenges on social cohesion (Project Budget)



1-2. 社会統合に係る社会調査の実施
1-3. 社会インフラに係るデータベースの作成

項目	2017												2018												2019												2020												2021																
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5										
成果1	社会調査 インフラのデ ータベース BL/EL調査												BL												EL																																								
	フェーズ1のレ ビュー																																																																
成果2	パイロット専 業実施 計画等												データベース提出 ▲												データベース提出 ▲												データベース提出 ▲												データベース提出 ▲																
	パイロット専 業実施 計画等																																																																
その他	国内整理/ ハンドブッ ク改訂																																																																
	JOC												▲																																																				
モニタリン グシート 最終報告 書提出												▲												▲												▲												▲																	